

令和7年度第2回山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する施設又はサービスを行う事業所（国、独立行政法人、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）が設置するもの又は国等の事業（委託によるものを含む。）であるものを除く。以下「対象施設等」という。）が受ける食材費やガソリン代の高騰の影響を軽減し、安心で質の高い障がい福祉サービスの安定的な提供を図るため、対象施設等を県内で運営する者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付対象者に対し令和7年度第2回山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、令和7年9月22日現在において、対象施設等を県内で運営している者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 対象施設等と介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、令和7年度第2回山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付を受け、又は受けようとする者
- (2) 申請日時点で事業を廃止又は休止している者
- (3) 支援金を交付することについて、知事が不適当と認めた者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付の申請をしようとする交付対象者は、知事が別に定める日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約・同意書（様式第2号）
- (3) 支援金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、支援金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の

交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定することがある。

(決定の通知)

第6条 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を支援金の交付の申請をした交付対象者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定は、支援金の額の確定を兼ねるものとする。

(支援金の支払)

第7条 知事は、前条の交付の決定後速やかに、交付対象者に支援金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(支援金の返還)

第9条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 交付対象者は、支援金の交付の申請及び受領を証する書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第11条 この支援金に関して知事に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、健康福祉部障がい福祉課とする。

(雑則)

第12条 この要綱の運用に関し必要となる事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年9月22日から施行する。

別表

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分1	障害者支援施設 療養介護事業所 宿泊型自立訓練事業所 共同生活援助事業所（介護サービス包括型） 共同生活援助事業所（日中サービス支援型） 共同生活援助事業所（外部サービス利用型）	定員（併設する短期入所事業所の定員を含む。以下同じ。）に5,000円を乗じて得た額（ただし、定員が29人以下であるものは、一律150,000円）
区分2	生活介護事業所 短期入所事業所（単独型事業所に限る。） 自立訓練事業所（機能訓練） 自立訓練事業所（生活訓練） 就労移行支援事業所 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所 児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。） 放課後等デイサービス事業所	一律35,000円
区分3	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所 計画相談支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	一律35,000円

備考

- 1 区分1の定員は、申請日時点の定員とする。
- 2 区分2及び区分3に該当する対象施設等のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、令和7年度第2回山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付を受ける場合は、対象外とする。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

主たる事務所
の所在地

法人の名称

代表者の
役職名・氏名

(〒)

(注) 押印不要

令和7年度第2回山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金交付申請書

令和7年度第2回山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金交付要綱に基づく支援金を下記のとおり交付されるよう、同交付要綱第4条の規定により関係書類を添付して申請します。

記

1 申請内容

(1) 交付要綱別表の「区分1」に該当する対象施設等に係るもの

別紙1に記載した 対象施設等の数 支援金（別紙1の合計欄の数字） 円

(2) 交付要綱別表の「区分2」に該当する対象施設等に係るもの

別紙2に記載した 対象施設等の数 支援金（対象施設等の数×35,000円） 円

(3) 交付要綱別表の「区分3」に該当する対象施設等に係るもの

別紙3に記載した 対象施設等の数 支援金（対象施設等の数×35,000円） 円

(4) 支援金申請額 ((1)+(2)+(3))

 円

(注1) 対象施設等の数は、別紙1から別紙3までに記載した対象施設等の数（No.）と一致させてください。

(注2) (1)の支援金の額は、別紙1の支援金の合計欄の金額と一致させてください。

(注3) (2)及び(3)の支援金の額は、対象施設等の数を入力すると、自動計算されます。(4)の支援金申請額も、自動計算されますが、計算式を削除しないでください。

2 振込先口座（申請者名義のものに限る。）

金融機関名		口座種別 (□をクリック)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他
店 名		口座番号	
カタカナ名義			

(注) 「カタカナ名義」は、通帳に表記されているもの（例：フク ヤマガタカイ）を御記入ください。

3 連絡先

所属部署			
主担当者	職名		氏名
副担当者	職名		氏名
電話番号	営業時間内	— —	営業時間外
電子メールアドレス			

(注) 県からの連絡、確認、照会等は原則として電子メールを使用しますので、電子メールアドレスは必ず御記入ください。

様式第1号別紙1

令和7年度第2回山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金申請内容

1 支援金交付要綱別表の「区分1」に該当する対象施設等

様式第1号別紙2

令和7年度第2回山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金申請内容

2 支援金交付要綱別表の「区分2」に該当する対象施設等

No.	事業所・施設名	事業所番号	種 別 (プルダウン▼から選択)	所 在 地
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(注) 「種別」の欄は、セルのプルダウンメニューから、支援金交付要綱別表の「区分2」に該当する対象施設等をお選びください。

様式第1号別紙3

令和7年度第2回山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金申請内容

3 支援金交付要綱別表の「区分3」に該当する対象施設等

No.	事業所・施設名	事業所番号	種 別 (プルダウン▼から選択)	所 在 地
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(注) 「種別」の欄は、セルのプルダウンメニューから、支援金交付要綱別表の「区分3」に該当する対象施設等をお選びください。

様式第2号

誓約・同意書

私は、令和7年度第2回山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付を申請するに当たり、以下の内容について誓約・同意します。

- 1 申請要件を全て満たしています。
- 2 申請内容に虚偽や不正等が判明した場合は、支援金全額の返還に応じます。
- 3 申請内容に疑義があった場合に、山形県が関係者に対して本申請の内容について調査することに同意します。
- 4 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、山形県が補正することに同意します。
- 5 申請内容の不備が、山形県が指定する期限までに解消しなかった場合は、山形県が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。
- 6 交付の決定後、申請等の不備による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により、山形県が指定する期限までに当該不備を解消しなかった場合は、申請者は支援金の交付を受けることを辞退したものとみなし、当該交付の決定を取り消すことに同意します。
- 7 令和7年度第2回山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金を受給していないことを確認するため、支援金の申請情報を当該支援金の申請情報と照合することに同意します。
- 8 申請者が次のいずれにも該当せず、かつ、将来においても該当しません。
 - (1) 役員等（法人の役員、対象施設の長その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるもの
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - (3) 役員等が自己、当該法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

誓約・同意日	令和 年 月 日
--------	----------

山形県知事 殿

申請者	法人の名称	
	代表者の役職名・氏名	